

「令和8年度EBPM推進に係るアドバイザー業務」 公募型プロポーザル審査基準

1 本書の目的

本書は、「令和8年度EBPM推進に係るアドバイザー業務」（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける業務予定者を選定するための審査基準及びその他必要な事項を定めるものである。

2 業務予定者の選定

見積額が委託契約の上限の範囲内である提案者のうち、総得点により審査順位を決定し、第一位の者を業務予定者とする。

3 提出書類の確認

企画振興部政策企画局企画統計課において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は失格とする。

4 審査の実施主体

別途設置する選定委員会が行う。

5 審査項目

選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとし、詳細は別紙のとおりとする。

- (1) 業務等の理解度
- (2) 提案内容の実効性
- (3) 業務遂行の確実性
- (4) 経費の妥当性

6 審査方法

- (1) 選定委員会は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、企画提案書を採点する。
- (2) 選定委員会は、審査順位が第一位かつ審査得点が総得点の6割以上の者を業務予定者とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務予定者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

「令和8年度EBPM推進に係るアドバイザー業務」審査項目

審査項目	
I 業務等の理解度	
	1 本県におけるEBPM推進の考え方や本業務の目的、業務内容を正しく理解しているか。
II 企画提案内容	
	1 仕様に適した提案となっているか。また、妥当なスケジュール設定となっているか。
	2 事業立案の支援について、提案者の知見、ノウハウや経験を生かした具体性、妥当性、実現可能性のある提案内容であるか。
	3 対面形式の職員研修について、業務目的を達成する効果的な提案となっているか。
III 業務遂行能力	
	1 本業務に関する十分な知見やノウハウを有しているか。
	2 円滑・確実な業務遂行に必要な人員配備や実施体制は整っているか。
	3 類似業務の実績とその内容に鑑み、業務遂行能力が認められるか。
IV 経費の妥当性	
	1 企画提案内容に見合った適切な積算で業務内容や効果等から見て適切な範囲であるか。